平成２４年（フ）第２１８号
静岡県富士市錦町１丁目３番３―404号　ハイコーポ錦町、前住所静岡県富士市柚木329番地の12
債務者　藤田佐知子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
静岡地方裁判所富士支部
平成２４年（フ）第４６号
京都府船井郡京丹波町院内鍋山12番地14
債務者　崔本　勝幸
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２４年（フ）第４７号
京都府亀岡市千代川町小林北ン田５番地２
債務者　辻　眞奈美
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
京都地方裁判所園部支部破産係
平成２４年（フ）第１２８号
福岡県飯塚市目尾681番地15
債務者　新森みちよ
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部
平成２４年（フ）第１４７号
佐賀県伊万里市山代町東分7588番地
債務者　松永　節子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２４年（フ）第１４３号
長野市宮沖3236番地１　ブエモンジマ105号
債務者　横地　研人
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１７５号
長野市松代町松代978番地の３
債務者　冨岡　誠司
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１８３号
長野市大字鶴賀権堂町2334番地　サンセットプラザ503
債務者　種市　刷飼
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１８４号
長野県中野市大字西条1261番地
債務者　小野　秀基
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第２８号
徳島県三好市池田町シンマチ1361番地６、旧住所徳島県三好郡東みよし町中庄2079番地１
債務者　岡田　禮子（旧姓初野）
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部
平成２４年（フ）第６９号
宮城県角田市岡字竹角14番地
債務者　日下　春美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部
平成２４年（フ）第３９６号
金沢市増泉４丁目10番35号　ドゥモンターニュ泉605号
債務者　薮内機械設計こと　**籔**内　伸彦
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
金沢地方裁判所
平成２４年（フ）第４０５号
金沢市笠舞１丁目19番25号
債務者　スタンドバーまきこと　成瀬よしみ
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
金沢地方裁判所
平成２４年（フ）第４０９号
金沢市小坂町南648番地　ポーマリウムⅠ201号、従前の住所金沢市大桑１丁目334番地、営業所の住所金沢市昭和町12番７号金駅ビル
債務者　ｃｏ．ｍｏ．ｒｏこと　岩館　宏明
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
金沢地方裁判所
平成２４年（フ）第１９６号
滋賀県彦根市平田町722番地１　１―302号
債務者　園　　博司
1　決定年月日時　平成24年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２４年（フ）第８８７号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　G棟709号
債務者　土井　啓二
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第９４６号
神戸市中央区磯上通５丁目１番13―308号
債務者　安田　京保
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第９５７号
神戸市垂水区本多聞２丁目１番14―403号
債務者　甲斐　妙子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部